

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域振興課	整理番号	1-3
処分の種類	特定地域づくり事業協同組合に対する改善命令			
根拠法令条例等・条項	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第13条第2項			
処分の概要	特定地域づくり事業協同組合又はその役員若しくは職員がその業務の遂行に関し、この法律の規定に違反したと認めるときその他特定地域づくり事業協同組合の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときに特定事業協同組合に対して行う改善命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ処分基準を設定することが困難であるため)</p> <p>【参考】地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第13条 2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、特定地域づくり事業協同組合又はその役員若しくは職員がその業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるときその他特定地域づくり事業協同組合の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、人的体制の改善、違反の停止その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			